

平成25年度第4回生駒市法令遵守委員会会議録(要旨)

日 時：平成26年3月4日(火) 午後4時～午後6時

場 所：生駒市コミュニティセンター2階 205会議室

出席者：【委員】 秋田委員長、丹羽委員(兼委員長職務代理者)、九鬼委員

【事務局】今井企画財政部長、三原監査委員事務局長、小畑監査委員事務局局長補佐、
渡辺監査委員事務局係長、森田監査委員事務局主事

会議内容：

1. 平成25年度第3回会議録について確認

2. 法令遵守推進制度の運用状況について

(1)事務局から平成25年9～11月分について資料に基づき報告

(2)意見等

・要望者欄が未記載になっている報告書があるが、これはどういう理由か。→記載漏れかもしれないので、担当課に確認する。

・古い様式で報告されているものがあり、統一されていない。古い様式には、不当要求行為の可能性のありなしを記載するところがないので、できるだけ新様式で記載するように指導して欲しい。

3. 平成25年度法令遵守委員会報告書(案)について

(1)事務局から平成25年度法令遵守委員会報告書(案)の内容について説明

(2)意見等

・今年度の調査で、条例の制定について全国の状況を概ね整理したので、この制度全体がどういう時代背景によって動いてきたのかについても今後考えていきたい。

・明石市の事例では「主要なものを公表する」とのことだが、条例の何条に規定されているのか。→明石市の条例では「概要を公表する」と規定されているだけであり、推測だが、記録の例外に当たるものは除いて公表を簡素にしているものと思われる

・明石市のように公表を簡素にするという視点で報告をまとめる場合、その大きな要因は、事務量の負担を軽減するために行うのか、それとも不要なことはやめたらいいということなのか。→両面あると思われる。公表量が多くなると、事務量も増えるが、市民の方からみると、「こんなものまで公表するのか」ということになり、見やすさというポイントもあると思われる。

・事務量の軽減に触れていった場合、本来の制度の趣旨が損なわれるおそれがあるのではないか。

・この制度は市民の方から頂いた意見等を市政に反映させることと、不当要求等についての抑止効果を目的としていると考える。要望等についてはすべて書き、そのあとで選別して、記録の例外に当たるようなものは公表しないというやり方もあるのではないか。

- ・神戸市や、高槻市では要望等の記録の件数が非常に多い。記録の例外もかなり多いという印象を持っている。記録の例外も書いてもらって、公表のときにはこういうものは外していくというのも一つの方法である。

- ・条例の中に市民の責務を規定している市がかなりあるということであるが、条例の趣旨からみると、市民の正当な権利である要望することを妨げる趣旨のことを条例に盛り込むことはおかしいと思われる。

- ・何を記録して何を記録しないかと悩むよりも、簡素化して記録することを習慣化した方がいいのではないかとも思う。この制度をどう運用するかという制度の趣旨、大きなところに立ち返って議論をするのもいいと思われる。この論点で検討を進めたいと思う。

4. その他について

- ・予定として、今後2回委員会を開催して検討を行い、平成25年度法令遵守委員会報告書を6月に提出するものとする。

- ・次回以降の開催

4月17日（木）16時、6月5日（木）16時からとする。

〔配付資料〕

- ・平成25年度第3回生駒市法令遵守委員会会議録（要旨）（案）
- ・法令遵守推進制度の運用状況等（平成25年9～11月分）
- ・平成25年度法令遵守委員会報告書（案）